

令和6年度岩手県青少年育成県民会議活動方針及び事業計画

I 令和6年度事業運営方針

1 事業運営の基本方向

- 岩手県青少年育成県民会議（以下「県民会議」といいます。）は、国及び県の施策と相呼応して、県民総参加による運動を展開することにより、次代を担う青少年の健全育成に寄与するとともに、青少年健全育成活動を通じて、地域社会に貢献することを設立目的としています。
- これまで、県民会議では、青少年団体や青少年育成団体、市町村民会議のほか、行政や民間企業等と幅広い分野にわたるネットワークを形成し、相互の連携・協働を図るとともに、平成18年度からは、県から「青少年活動交流センター」（以下「センター」といいます。）の運営を受託し、青少年育成に関する様々な取組を進めてきました。
- しかし、現在の青少年を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の更なる進行や技術革新、情報化社会の進展など、社会全体が大きく変化しており、世代間・地域間の格差、家庭及び地域の養育力・教育力の低下などが懸念されています。加えて、ニートやひきこもり、不登校問題などが顕在化しているほか、スマートフォン等の普及拡大に伴う犯罪被害、ネット依存など多岐にわたり深刻化しています。
さらに、近年のコロナ禍により生活様式にも変化が生じ、非接触・非対面志向の拡大など人との向き合い方にも変化が生じています。
- また、本県においては、東日本大震災津波からの復興や地域づくりに当たり、その担い手として期待される青少年の健全育成活動を推進するため、行政はもとより、家庭、学校、地域及び関係団体が連携を一層強めながら取り組むことが求められています。
- 県民会議においては、平成27年3月に県民総参加による青少年の健全育成活動の指針として、「いわて青少年育成推進計画」を策定し事業を推進してきましたが、令和2年3月に、社会情勢の変化や新たな課題、国や県の施策動向を踏まえ、新たに「いわて青少年育成推進計画2020」（計画期間2020-2024）を策定し取組を進めています。
- この計画では、次代を担う青少年の健やかな成長と社会的自立の達成を目指し、「人」を育み、「地域」をつなぎ、「環境」を共に創るという視点に立って、総合的な活動を展開することとしています。
- 具体的には、活動方策として、
 - (1) 「青少年育成支援」
 - (2) 「自立と社会参加促進」
 - (3) 「家庭づくり・健全な環境づくり」を三本柱とし、県との連携を更に強化し相互の協調を図りながら、各種事業を計画的に推進するとともに、活動の基礎となる組織体制（財政基盤、事務局体制）の強化に努めます。

2 令和6年度の事業運営（重点方針）

青少年をめぐる社会環境等の変化や行政施策の動向等を踏まえ、令和6年度事業運営の重点事項を次のとおりとし、その推進に取り組みます。

(1) 事業運営の重点（活動の重点方針）

ア 青少年の育成支援の充実

- 青少年の育成支援に取り組む関係機関・団体等との幅広いネットワークの拡充に向けて、支援者のスキルアップや相互理解を深めるための機会を提供するほか、ボランティアの育成などに取り組みます。
- 広く一般に青少年の健全育成活動への理解を進めるため、各種広報媒体を活用した周知活動を行うとともに、継続的に青少年育成に携わる方々を表彰し、その活動を奨励します。

イ 青少年の自立と社会参加の促進

- 次代を担う青少年の自立と社会参加に向けて、関係機関・団体等と連携し、青少年が自身の意見や考えを発表する機会等を提供するほか、社会貢献や地域づくりへの理解を深めるための研修等を実施し、青少年の社会性の涵養を図ります。
- 近年、低年齢層にも普及拡大するインターネットやスマートフォンなどの情報メディアの適切な利用に向けて、講座等を開催するとともに、関係機関・団体等における対応力の向上を図ります。
- 様々な悩みを抱える青少年及び家族からの相談等に応ずるとともに、他の相談機関等との連携に努め、相談対応スキルの向上を図ります。

ウ 健全で明るい家庭づくり・健全な環境づくりの推進

- 青少年の健やかな成長の基盤である家庭の重要性に鑑み、親子のふれあいや対話を促す各種のイベント等を実施するとともに、関係機関・団体等との連携の下、青少年の非行・被害の防止に向けた取組を実施します。
- 県民会議が主唱する「いわて家庭の日」について、県との連携協力の下、あらゆる機会を通じてその普及拡大に努めます。

(2) 組織運営の重点（財政基盤と事務局体制の強化）

ア 財政基盤の強化

- 持続的かつ円滑な事業運営の確保に向けて、事務事業の実施状況を逐次点検し適正運営を確保するとともに、会員の新規加入等を図り、必要な収入の確保に努めます。

イ 事務局体制の強化

- 限られた職員体制の中、県民会議の目標達成に向けて、個々の職員の意識の高揚と資質の向上が求められており、内部及び外部の各種の研修機会等を通じて、職員の専門性の向上を図ります。
- 全職員が、常に共通の目標や認識を持ち、会員や関係機関・団体等を含め広く県民の信頼を得て事業を遂行できるよう、日頃から情報の共有とコンプライアンスの徹底を図ります。
- 職員が責任と自覚をもって業務に携わることができるよう、働き方改革を進めるとともに、任用や勤務体制の見直しなど、勤務条件の改善に努め働きやすい職場環境をつくります。

II 事業実施計画

令和6年度の事業計画を次のとおりとします。ただし、引き続き、感染症の感染動向や今後の社会情勢、収支の状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

※ 事業実施に当たっては、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、オンラインによる参加や視聴（ライブ配信、録画配信等）の取組を進めます。

※ 事業は、公益社団法人認可を受けた事業体系である「青少年育成支援事業（公益目的事業1）」、

「自立と社会参加推進事業（公益目的事業２）」及び「家庭づくり・健全な環境づくり事業（公益目的事業３）」の３つに区分しており、県からの補助を受けて実施する事業については「県補助事業」、県から運営を受託する青少年活動交流センター（以下「センター」という。）の業務として実施する事業については「センター事業」、県民会議が独自に実施する事業については「法人事業」と表記します。

１ 青少年育成支援事業（公益目的事業１）

青少年の健全育成の重要性を普及啓発し支援の輪を広げるため、地域における青少年育成の中核である市町村民会議との連携を更に進めるほか、地域における人材育成や活動に関する意見交換・情報発信等を行うとともに、関係団体、ボランティア等がそれぞれの地域で実践する活動を支援します。

（１） 青少年育成セミナー（研修会、関係団体意見・情報交換会）《法人事業》

県民会議の事業運営等に関する要望の把握や事業連携方策の検討、様々な課題に関する意見情報交換や講演会の開催等を通じて、市町村民会議をはじめ青少年関係団体等との連携強化と育成活動の活性化を図ります。

ア 研修会、関係団体意見・情報交換会（市町村民会議等と共催、東洋大学講師派遣制度を活用）

- 期 日：令和６年７月
- 会 場：アイーナ
- 対 象：市町村民会議、青少年関係団体役職員等
- 内 容：行政説明、青少年関係団体業務説明、講演等

イ 各市町村民会議、青少年関係団体等との意見交換等

- 期 日：通年
- 会 場：各市町村民会議、青少年関係団体、市町村青少年所管課等
- 内 容：地域での青少年育成活動の実情と課題、市町村民会議・青少年関係団体との連携方策、県民会議の今後の在り方等に関する意見交換 等

（２） 青少年育成地域活動支援事業《法人事業》

（※公益目的事業３「子どもと向き合う親の講座」と併せて実施）

地域における青少年育成支援活動の推進及び親世代の子育て意識や養育力の向上を図るため、青少年を対象として概ね 10 人以上の参加者により開催される体験・交流活動や青少年育成研修会等の実施に要する経費に対し助成します（新規事業を優先）。

- 対 象：青少年の健全育成を目的とする体験、交流活動に関する事業
親子・家庭、地域における青少年の育成をテーマとする研修会等（「子どもと向き合う親の講座」）

- 助 成 額：1 団体当たり 5 万円以内（予算の範囲内で決定）

（３） 青少年育成指導者研修事業《法人事業》

市町村民会議会員、青少年育成指導者等の指導・育成スキルの向上や青少年の育成支援活動の活発化を図るため、各種研修会等を開催するほか、内閣府主催のブロック研修会や中央研修会等に関係者を派遣します。

（４） 青少年育成講師等派遣事業《法人事業》

青少年の育成支援活動に関する実践者や様々な分野の人材を広く名簿に登録し、各地域で開催される研修会や青少年育成に関する事業に講師として派遣するとともに、研修会や講演会のプログラム

等を企画提案します。

(5) 青少年育成貢献団体・貢献者表彰事業《法人事業》

優れた活動を行っている青少年、青少年育成指導者、青少年育成団体等を広く顕彰するため、会員団体及び市町村からの推薦に基づき、選考委員会による審査を経て対象者を決定し表彰します。

表彰は、次年度の通常総会（令和7年6月を予定）の席上で行います。

(6) 青少年ボランティア活動促進事業《法人事業・センター事業》

年間を通じて青少年ボランティアを募集し、センターのボランティアスタッフとして登録の上、いわて希望塾の青年サポーターやセンター事業のボランティアとして活動してもらうとともに、ボランティア登録者に対し、研修や相互交流の機会を提供し、ボランティアの育成とその活動の活発化を図ります。

ア 事業を通じたボランティアに関する研修の実施

いわて希望塾、いわて親子フェスティバル等の企画会議や打合せを通じて研修を行います。

イ ボランティア活動促進のための講座

(ア) こどもの心をつかむわくわくワークショップ（市町村民会議等と共催）

○期 日：令和6年5月～7月

○会 場：アイーナ

○対象者：保育士・幼稚園教諭・小学校教諭、ボランティア等

○内 容：くぼたまさによるおとなのための研修会

講師：久保田 雅人 氏

(イ) こどもの心をひらくコミュニケーション講座

講師：盛岡大学短期大学部幼児教育科助教 及川 未希生 氏

ウ ボランティアの派遣

外部団体等からの要請に応じ、ボランティアを派遣して、講座開催等に対する支援を行います。

(7) 青少年健全育成広報事業《法人事業・センター事業》

センターの実施事業や青少年の育成支援活動の先進的取組等の情報について、広報紙やホームページ等により広報します。また、青少年に関する様々なデータや各種関係資料等を広く県民に提供し、青少年健全育成運動の更なる活性化を図ります。

ア 一般広報事業

○広報紙「青少年いわて」（年2回予定・各1,800部発行）

○インターネットによる広報

ホームページ：県民会議、センター

ツイッター、フェイスブック、LINE

○リーフレット

青少年活動交流センター運営リーフレット、「いわて家庭の日」啓発用リーフレット

「いわて家庭の日」啓発用グッズ（クリアファイル等）

青少年なやみ相談室PRカード

イ データベース事業

青少年に関する情報について、県や市町村、関係団体等が常に最新の情報を共有し、連携をとりながら事業展開できるよう、健全育成、保健福祉、教育、非行防止等の各部門がそれぞれ独自に保有する様々なデータや各種資料等をデータベースとして収集整理し、センターのホームページを通

じて青少年の育成支援に関する情報を総合的に提供します。

(8) 青少年調査・研究事業《法人事業》

国においては、青少年を取り巻く状況が更に深刻さを増しているとの認識の下、令和3年4月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、全ての青少年が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、青少年の育成支援を総合的に推進することとしたところであり、こうした国の動向を踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の問題に関し、今後の支援の在り方等について調査・研究を行います。また、その一環として、相談手段の多様化に対応し、SNS相談、オンライン相談等に関する先進事例の調査等を進めます。

2 自立と社会参加推進事業（公益目的事業2）

次代を担う青少年の自立と社会参加を促進するため、社会人としての基礎的能力や地域づくり等への意識・意欲の向上を図る研修、講座等を開催するほか、社会生活を営む上での困難を有する青少年の自立や支援を進めるための方策等について学習する機会を提供します。また、青少年やその家族等を対象とする「青少年なやみ相談室」を設置運営し、様々な悩みや相談に応ずることを通じて、青少年の自立を支援します。

(1) わたしの主張岩手県大会《県補助事業》

次代を担う中学生が、未来に向けての夢や日ごろ感じていることなどについて発表する県大会を開催し、自らの主張を正しく理解してもらう力を身に付け、地域社会との関わりについて考え行動する契機にするとともに、広く中学生の考えや行動について理解を深める機会とします。

○期 日：令和6年9月19日

○会 場：田園ホール（矢巾町）

○参 加 者：各地区代表者等 17名

(2) いわて希望塾《センター事業》

中学生を対象として体験的活動や市町村の枠を越えた交流、震災復興についての学び等の機会を提供し、積極的に本県の復興や地域づくりを担う心豊かで意欲に満ちた人材の育成を図ります。また、学生ボランティア等がサポーターとして参画することにより、中学生にとってボランティアとの異世代交流を通じて見分を広める機会とするほか、ボランティア自身の実践的な学びの場とします。

○期 日：令和6年11月3日～4日（1泊2日）

○会 場：岩手山青少年交流の家（滝沢市）

○参 加 者：県内中学生 100人、青年サポーター 20人

○内 容：震災復興等を内容とした現地実習、塾長の講話と対話、グループワーク等

(3) 青少年健全育成講座《法人事業・センター事業》

ア あそびの達人

昔の遊びを通して仲間意識や思いやりの心を学ぶとともに、異年齢との交流を通じて子どもの主体性や協調性を育みます。また、青年ボランティアが共に連携協力して子どもたちの活動をサポートすることにより、ボランティアの青少年活動に対する意識の高揚を図ります。

※アイーナ指定管理者等との共催により実施

○期 日：令和7年1月13日

○会 場：アイーナ4階 県民プラザ

○内 容：昔ながらの遊び等（いわて家庭の日ミニイベントと併催）

イ おしごと発見ツアー《センター事業》

子どもたちの職業観や社会性を育み、職業や社会の仕組みについての理解を深めるため、近隣事業所の見学や職業体験、社会人との対話を内容とする講座を実施します。また、この事業を通じて、参加協力する青年ボランティアの青少年育成支援活動に対する意識の高揚を図ります。

○期 日：令和6年7月～8月

○対 象：小学生

○内 容：アイーナ近隣事業所の職場見学、職場体験等

(4) 情報メディア対応促進事業《センター事業》

青少年のインターネットやスマートフォン等の利用が増え、有害情報による被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ、ネット依存など青少年の育成環境に様々な課題が生じていることから、情報機器の適切な利用についての地域における主体的な取組を促進し、青少年の健全育成の推進を図ります。また、有害情報等から青少年を守るための啓発活動や情報メディアに関する相談・研修会等の開催についての相談に対応します。

ア 情報メディア対応能力養成講座

県内4地域において、青少年健全育成関係者や保護者を対象として、インターネット上の違法・有害な情報やインターネットの特性を利用した犯罪、モラルを逸脱した行為等により青少年が被害者又は加害者になることを未然に防ぐため、インターネットを巡る青少年の現状への理解を深め、情報メディアへの対応能力の向上を図る講座を開催します。

○期 日：令和6年11月～12月

○会 場：盛岡市等県内4か所

○内 容：指導者が青少年にインターネット利用について助言や指導を行う際のポイントや手法を紹介するほか、ネット依存に関する講座を実施

イ 情報メディア「出前」講座

P T A関係者、保護者等からの要請に応じ講師を派遣して、インターネットやスマートフォンを巡る青少年の現状への理解を深め情報機器の適切かつ安全な利用が進むよう、講座開催等を支援します。

○期 日：令和6年4月～12月

○会 場：県内各地域

○講 師：青少年活動交流センター職員、登録ボランティア講師等

ウ 情報メディア対応機関連絡会議

情報メディア関係機関・団体等が相互に情報・意見交換を行い、現状についての認識を共有するとともに、連携して事業を展開し、それぞれの事業の効果的な推進を図ります。

○期 日：令和6年5月下旬

○内 容：インターネット利用上の課題、地域における効果的な普及・啓発プログラム、関係機関・団体等の相互連携の在り方等についての協議・意見交換等

○参 加 者：警察、総合教育センター、少年センター等

(5) 社会生活に困難を有する子供・若者支援推進事業《法人事業・センター事業》

県民会議は、平成28年に子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者指定支援機関の指定を受けており、関係機関向けの人材育成や連携を図るための研修の場として「社会生活に困難を有する子供・若者支援セミナー」を開催し、関係機関によるネットワークの構築と人材の育成を進めます。

なお、このセミナーは支援機関の関係者に限らず、青少年の育成支援に関心のある方であれば誰でも参加できる公開講座として実施します。

社会生活に困難を有する子供・若者支援セミナー（2回程度開催予定）

第1回

- 期 日：令和6年6月22日
- 会 場：アイーナ 804B 会議室
- 内 容：子ども・若者に関する課題をテーマとする講座
「トラウマを抱える子どもたちと向き合い育むということ（仮題）」
講師：岩手医科大学医学部 講師 山家 健仁 氏

第2回

- 期 日：令和6年7月以降
- 会 場：アイーナ
- 内 容：子ども・若者に関する課題をテーマとする講座

(6) 相談事業《センター事業》

青少年なやみ相談室は、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターに位置付けられており、関係機関等との連携強化を図り、拠点施設としての役割を担います。

ア 「青少年なやみ相談室」の運営

子ども・若者総合相談センターとしての役割や機能を広く周知し利用の促進に努め、関係機関等との連携を図りながら、青少年からの悩みや相談について電話や面接、メールにより対応します。また、相談手段の多様化に対応するため、SNS相談、オンライン面談（ビデオ通話）等について、先進事例等の調査研究に努めます。

イ 青少年相談事例検討会の開催

各相談機関が有する相談事例を基に対応の在り方を研修する機会を提供し、相談スキルの向上を図るとともに、相談機関相互の連携を強化するため、相談機関等の担当者による事例検討会を開催します。

- 期 日：令和7年2月（模擬事例検討）
- 会 場：アイーナ
- 参 加 者：県内の青少年に関する相談機関の相談員等

3 家庭づくり・健全な環境づくり事業（公益目的事業3）

青少年の健やかな成長の基盤である家庭の役割について親等の気付きを促すとともに、親子のふれあいや家庭の大切さを呼びかける啓発活動等への支援を行い、健全で明るい家庭づくりを推進します。また、青少年が非行や犯罪等に関わらないよう、健全育成に向けた環境づくりを進めます。

(1) いわて親子フェスティバル《センター事業》

青少年の健全な育成・成長への一義的な責任は家庭・保護者にあり、子育てにおける家庭内の対話やふれあいの重要性を啓発するとともに、地域全体で子育てする機運を醸成するため、アイーナ全体を会場として、館内の入居団体やボランティアの企画段階からの参加協力を得て、親子や家族で楽しみ、体験し、ふれあいを深めるイベントを開催します。

- 期 日：令和6年10月14日
- 会 場：いわて県民交流情報センター（アイーナ）

○内 容：親子で楽しむ工作ショー・教室、ＳＬ乗車
親子で遊ぼう・親子で体験（親子で挑戦、親子で作る）
「いわて家庭の日」絵画・絵日記コンクール作品展 等

○運 営：会員団体や青少年ボランティアが企画運営に参画

(2) 「いわて家庭の日」普及拡大事業《法人事業・センター事業》

毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」とし、その普及拡大を図ります。このため「いわてのこどもを健やかに育む条例」の基本理念や国が進める「働き方改革」などとも連動し、県との連携の下、関係団体や協賛企業等の協力を得ながら広報活動を行うとともに、学校やＰＴＡを通じた周知や事業所等への浸透に取り組み、県民運動としての一層の普及定着を図ります。

ア 市町村や会員機関・団体、ＰＴＡ等への広報紙掲載等の協力要請

イ 会員団体や関係団体の大会等でのチラシ配布、説明等（大会等に合わせて実施）

ウ ホームページによる周知（<https://www.aiina.jp/site/iwate-kateinohi/>）

エ 「いわて家庭の日」カレンダーの作成配付

オ 学校（教育委員会）やＰＴＡと連携した家庭・地域への広報紙配付等による普及促進

カ 協賛企業の確保及び協賛企業との連携による普及啓発活動の実施

キ 「いわて家庭の日」ＰＲミニイベント（あそびの達人と併催）の開催

家庭における基本的生活習慣の形成に関する啓発を行うなど、健全で明るい家庭づくり運動を推進するため、「いわて家庭の日」ＰＲミニイベントを開催します。

○期 日：令和7年1月13日

○会 場：アイーナ

○内 容：家庭における基本的生活習慣の形成に関する啓発等

※昔ながらの遊び等を行う「あそびの達人」と併催

(3) 家庭の日絵画・絵日記コンクール事業《法人事業》

「いわて家庭の日」の取組の一環として、家庭への思いを深めるため、県内の児童・生徒を対象とし、家族でどのような過ごし方をしたのか（わたしの思い出）等をテーマに絵画と絵日記を募集し、優秀作品を表彰します。また、優秀作品は、アイーナ等で展示します。

○募 集：令和6年6月～9月

児童の部「絵画部門」「絵日記部門」

生徒の部「絵画部門」

※ 優秀作品は10月に選考委員会を開催して部門ごとに決定

○展 示：令和6年10月 盛岡市（全作品展示）

令和6年11月 北上市、二戸市（全作品展示）

○表 彰：令和7年1月 アイーナ（入賞展示・表彰）

(4) 子どもと向きあう親の講座《法人事業》

（※公益目的事業1(2)「青少年育成地域活動支援事業」と併せて実施）

家庭の役割を地域全体で再認識し、家庭や地域の養育力の向上を図るため、地域の活動団体が行う講演等の開催に要する経費に対し助成します。

○対 象：親子・家庭、地域における青少年の育成をテーマとする研修会等で、概ね10人以上の参加者により構成されるもの

○助 成 額：1団体当たり5万円以内（予算の範囲内で決定）

(5) 青少年を非行・被害から守る県民大会の開催等

ア 青少年を非行・被害から守る県民大会《県補助事業》

「社会を明るくする運動岩手県推進委員会」との共催により実施します。

○期 日：令和6年7月24日

○会 場：アイーナ7階 小田島組☆ほ〜る

○内 容：講演、アトラクション、宣言等

イ 青少年の非行・被害防止県民運動の実施《法人事業》

国が主唱する青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月1日～31日）に呼応し、関係機関・団体や地域住民の共通理解の下、青少年の非行・被害の防止活動を進めます。また、引き続き、「朝のあいさつ運動」「愛の一声運動」の推進を図るとともに、万引き防止対策等に取り組み、関係機関・団体と協力して非行防止運動を推進します。

ウ 未成年者喫煙防止及び薬物乱用防止等啓発活動の推進《法人事業》

関係機関・団体と提携し、ポスターの配付等啓発運動を推進します。

4 県民会議機関の運営

(1) 通常総会

○期 日：令和6年6月19日

○会 場：アイーナ

(2) 理事会

○期 日：令和6年5月15日、6月19日、令和7年3月19日

○会 場：アイーナ

(3) その他

必要に応じ、会長、副会長等による会議を開催します。